第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①成年年齢引下げを 見据えた学校教育等 における消費者教育 の推進		る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実	「マネーの迷宮〜お金の循環について考えよう 〜」を実施しました。(10月9日〜11月23日)	〇体験を通して、子供たちがお金や消費生活に係る正しい知識を楽しみながら身につけ、理解を深められるよう、関係機関・団体と連携して事業を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)ほか
	イ 小学校期における消費者教育の推進 小学校期は主体的な行動、社会や環境への興味をとおして、消費者としての素地の形成が望まれる時期です。 小学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や家庭科等において、買い物の仕組みや工夫、売買契約の基礎の理解や、消費者の役割についての態度を育成することが求められています。 三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みます。	議や校長研修会等において、各学校において各 教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学 習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	三重県各教科等担当指導主事会議の社会科部会において、学習指導要領に明示されている消費者に関する教育の一つである、廃棄物を処理する事業についてとりあげ、生活環境の維持と向上に役立つこと等の学習内容及び学習評価について説明し、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう周知を図りました。また、同会議の家庭科部会においても、売買契約の基礎となる買物の仕組みや消費者の役割について説明し、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるよう周知を図りました。	議や校長研修会等において、各学校において各 教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学 習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	局
	ウ 中学校期における消費者教育の推進 中学校期は行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期です。 中学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、社会科や技術・家庭科の家庭分野等において、個人や企業の経済活動における役割と責任の理解や、自立した消費者として責任ある消費行動についての態度を育成することが求められています。 三重県では、市町教育委員会の指導主事を対象とした会議等で説明を行い、趣旨及び内容の周知徹底を図ることで、各学校で学習指導要領に基づく適切な教育が行われるように取り組みます。	議や校長研修会等において、各学校において各 教科・領域等との関連がより一層図られるよう、学 習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。	導要領に明示されている消費生活・環境について	議や校長研修会等において、各学校において各	局
	エ 高等学校期における消費者教育の推進 高等学校期は生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期です。 高等学校期における消費者教育は、新たな学習指導要領に沿って、家庭科や公民科等において、契約の重要性及び消費者保護の仕組みの理解を深めることや、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成することが求められています。 三重県では、外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」、「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として主体的に判断し行動することができる力を養います。	令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることから、すべての学校の家庭科の授業において、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修しているため、家庭科の授業の充実に努めます。 〇公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解し、生徒が消費者として、適切な意思ついて考えを深めることができるよう、消費者教育に経りの専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を活用し、適切に判断し、	履修し、家庭科の授業の充実に努めました。 〇公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携 し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、 契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解するとともに、自立した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深めることができるよう、消費者教育に係る授業の充実に努めました。 〇外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」の実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報を活用し、適切に判断し、倫理的消費(エシカル消費)等、持続可能な社会をめざして主体的消費行動を実践できる力を養いました。	られたことに伴い、すべての学校の家庭科の授業において、消費生活に関わる内容を1、2学年のうちに履修しているため、引き続き家庭科の授業の充実に努めます。 〇公民科や商業科をはじめ、関係する教科と連携し、生徒が消費者の権利と責任について理解し、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを理解し、対した消費者として、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深めることができるよう、引き続き、消費者教育に係る授業の充実に努めます。 〇外部の専門家等の協力を得ながら、「消費者教育」「法教育」等各種の実社会との接点を意識した実務教育を実施し、消費者として様々な生活情報	局(高校教育課)

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①成年年齢引下げを 見据えた学校教育等 における消費者教育 の推進		るよう、学校の実情や児童生徒の発達段階に応じ た消費者教育に引き続き取り組みます。	学習等を行うなど、児童生徒の発達段階に応じた 消費者教育に取り組みました。 〇特に高等部は、令和4年4月から成年年齢が引 き下げになったことから、社会に参画する準備段 階として、消費者庁のチラシ等を利用し、消費者	るよう、引き続き学校の実情や児童生徒の発達段	局
	カ 大学・専門学校等における消費者教育の推進 大学生等の若年者は生活において自立を進め、消費生活のスタイルや 価値観を確立し自らの行動を始める時期です。 大学や専門学校等での消費者教育を推進するため、各学校等と積極的 に連携・協働し、消費者教育に関する検討を行うとともに、啓発や情報提 供を行うことで、大学生等の消費者被害の未然防止・拡大防止に取り組 みます。	ます。 〇ラジオ番組に出演し、若年者向けの啓発活動を 行います。 〇SNSを用いた広告啓発を行い、成年年齢の引き	人数は増加しました。 (計25回実施 2066人参加) 〇ラジオ番組に出演し、成年年齢引き下げやそれ	ます。 〇ラジオ番組に出演し、若年者向けの啓発活動を 行います。 OSNSを用いた広告啓発やTV・映画等の媒体に よる啓発を行い、成年年齢引き下げやそれに伴う 消費者トラブル等について情報提供します。	
②地域社会における消費者教育の推進		組みます。 〇特別支援学校高等部や障害者就労施設などでの出前講座等を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブルの防止に取り組みます。 〇消費者啓発地域リーダー養成講座を県内4会場で開催し、地域リーダー登録者の増加に努めます。 〇市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置を引き続き働きかけま	はあったものの、令和2年度に比べ申込数、参加者はともに増加しました。 消費生活出前講座:10回(171人) 出前トーク:4回(103人) 〇消費者啓発地域リーダー養成講座を県内4会場で開催しました。	座を実施し、高齢者の消費者トラブル防止に取り組みます。 〇特別支援学校高等部や障害者就労施設などでの出前講座等を通じ、消費生活上特に配慮を要する消費者トラブルの防止に取り組みます。 〇消費者啓発地域リーダー養成講座を地域リーダーの少ない南部地域を中心に開催し、地域リーダーの増加に努めます。 〇市町を訪問し、消費者安全確保地域協議会(見	
	イ 外国人に対する消費者教育の推進 外国人住民は、自国との商習慣の違いや、日本語の理解が必ずしも十分ではなく情報の入手が限定的であることなどから、契約トラブルや消費者被害に遭うケースがみられます。 外国人住民が、日々のくらしの中での消費行動や契約にかかる注意点を理解できるように、多言語に対応した消費者被害防止のための研修会等を実施します。	か、日本語の理解が必ずしも十分ではなく、情報 の入手が限定的であることから、契約トラブルや 消費者被害の問題が発生しています。このため、 日々のくらしの中での消費行動や契約に係る注意	3回、計87名参加)を開催しました。 参加者の母語に対応した通訳者を配置し、参加	か、日本語の理解が必ずしも十分ではなく、情報 の入手が限定的であることから、契約トラブルや 消費者被害の問題が発生しています。このため、 日々のくらしの中での消費行動や契約に係る注意	環境生活部 (ダイバーシティ 社会推進課)

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

1 消費者の特性・場の特性に応じた体系的な消費者教育の推進

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
③家庭における消費者教育の推進	ていけるよう、教えていくことが大切です。特に、消費行動は、子どもの生活の中で社会と直に接する部分であり、金銭や物を大切にするという意識を子どもに身に付けさせることが大切です。また、インターネット等を通じたトラブルが低年齢でも発生していることから、保護者が、子どもに対して、スマートフォンやインターネットの使い方や危険性について積極的に	参加を呼び掛けます。	〇小学生、中学生を対象とした出前演劇講座を開催し、学校によっては一部保護者にも聴講を促すとともに、持ち帰って家族と話し合う機会を設けることができるよう、振り返りシートを作成し、配布しました。 (小学校3校、中学校7校)	活出前講座」において、実施校を通じて保護者の	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	教育を行っていくことが望まれるとともに、保護者自身がインターネット等に関する知識を持つことも大切です。 三重県では、家庭の中で消費者教育を実践する重要性から、市町等関係機関と連携した取組を行うとともに、社会教育施設の活用や学校における保護者会・PTA等への啓発、情報提供等を通じた取組を行います。	不適切な書き込みを検索するネットパトロールを 年間とおして実施するとともに、ネット上の不適切 な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿で きるアプリ「ネットみえ~る」を引き続き運用しま す。これらの取組から得られた事例等に基づき、	稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用しました。 令和3年度のダウンロード数は1,711件、投稿数は72件(うち、子どもに関わる投稿は9件)あり、学校 や市町教育委員会等の関係機関と連携して対応 しました。 〇ネットパトロールについては、昨年度同様、例年 実施している年3回(平日15日間を3回)に加え、 新型コロナに係る不適切な書き込み等の検索を、	めや人権侵害から児童生徒を守るため、ネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年間とおして実施するとともに、ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ~る」を引き続き運用します。 〇児童生徒がインターネット上のいじめや誹謗中傷について考え、学ぶことができる教材「ネットモ	教育委員会事務局(生徒指導課)
④事業者における消費者教育の推進	事業者においては、公正で持続可能な社会の形成に寄与するため、「持続可能な開発目標(SDGs)」の視点を持った経営が求められます。また、消費者の意見をいかした商品・サービスを提供するなど、消費者を重視した事業活動「消費者志向経営」を行うことが、消費者と事業者による健全な市場の実現のため期待されています。 さらに、消費者教育推進法第14条では、「事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させることなどを通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努める」とされています。そこで、事業者は従業員に対し、若年層については契約に関するルールや、生活設計管理など社会人としての基礎知識を身につけさせ、中高年層に対しては、高齢者が巻き込まれやすい消費者トラブルや退職後の生活設計情報などの従業員教育を実施することが必要です。このように、企業において消費者教育に取り組むことは、企業の社会的責任(CSR)の観点からも有意義であり、三重県では、「消費者志向経営」についての情報提供を行うとともに、各企業のお客様サービス窓口担当者等との情報交換を積極的に行うなど、企業における消費者教育を支援していきます。	ワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従		ワーク」会議の開催や事業者団体が主催する懇 談会等への参加を通じて、消費者志向経営や従 業員への消費者教育について、情報提供や意見	環境生活部(くらし・交通安全課)

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

2 消費者教育の担い手の育成と多様な主体との連携

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①消費者教育の担い 手の育成	成年年齢の引下げに伴い若年者への消費者被害の拡大や、消費生活	まざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、誰もが閲覧しやすいWebサイトを制作し、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇青少年消費生活講座について、庁内担当課及	てあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、 県消費生活センターホームページ内にWebサイト を開設し、情報提供に努めました。 〇青少年消費生活講座について、庁内担当課及	したWebサイトにおいて、タイムリーな情報の提供に努めます。 〇青少年消費生活講座について、庁内担当課及	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 教職員の指導力向上 学校現場において、消費者教育を推進するためには、教職員の指導力向上が必要です。このため、消費者教育に関する研修講座を実施するとともに、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)を配信し、研修講座と組み合わせて視聴の推奨を行うなど、教職員の指導力向上に努めます。	ど消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルにあわないよう、教職員の指導力向上が不可欠です。また、令和4年に実施される成年年齢引き下げを踏まえ、賢い消費者の育成に向けた指導に役立つ研修の実施が必要です。このため、消費者教育に関する研修や、教員のICT活用指導力向上を図る研修において啓発するととも	講座)実施しました。 ①社会的マイノリティの人々の消費者としての権利保障の視点から人権尊重と多様性について学ぶ研修 ②特別な支援を必要とする児童生徒がインターネットにつながる機器を使用するにあたり、ワンクリック詐欺等にあわないための消費者教育の指導法を学ぶ研修 ③外国にルーツのある児童生徒が、契約等消費者トラブルにあわないよう、日本語の力をつけるための授業方法を学ぶ研修 ④怒りなどの感情が不適切な消費行動とならない	ど消費生活が多様化するなか、児童生徒が消費者トラブルにあわないよう、教職員の知識技能および授業力の向上が不可欠です。また、令和4年に施行された成年年齢引き下げを踏まえ、自立した消費者を育成するための主体的な学びにつながる研修を、人権教育研修や特別支援教育研修、外国人児童生徒の教育研修、生徒指導研修の他、情報教育研修において実施します。このほか、オンデマンド型研修「ネットDE研修」で消費者教育に係る教材を配信し、教職員の指導力向上に努めます。	教育委員会事務局(研修推進課)
_	三重県では、消費者が主役となる消費者市民社会の実現のため、市町や県民、消費者団体、事業者団体、NPO、学校等の教育関係者、福祉関係者など、さまざまな主体と連携、協働することにより、効果的に消費者教育を推進します。また、県内全域における消費者教育の水準を向上させるため、市町の取組を支援します。さらに、事業者等への指導・啓発活動を通じて、適正な経済活動につなげるとともに、事業者のお客様相談窓口等と情報交換を図るなど、事業者と消費者がより近い関係を構築できる取組を検討することで、消費者市民社会の推進を図ります。	ク会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。「みえ・くらしのネットワーク」会員の消費者団体が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。 〇引き続き、事業者の主体的な取組として事業者訪問を受付け、特定商取引法に基づく指導等を行う他、景品表示法に関する事前相談や事業者向	のネットワーク」会議は実地とオンライン参加によるハイブリッド形式での開催となりましたが、県消費生活センターが行う消費者啓発活動について情報提供を行いました。また、新型コロナウイルスに関する県の指針や施策について会員に情報提供するとともに、会員が周知したい情報について	「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催することで、消費者教育や啓発に関する情報交換を行います。「みえ・くらしのネットワーク」会員が、消費生活相談員を対象とした勉強会に参加できるようにし、知識の向上を図ります。 〇引き続き、事業者の主体的な取組として事業者訪問を受付け、特定商取引法に基づく指導等を行う他、景品表示法に関する事前相談や事業者向けの研修会等の機会を活用して啓発を実施しま	

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

3 消費生活に関する情報提供と啓発

う 州貝工川に 関う	甘木性針(D2_D6) 司載の取組車項	今和2年度宝佐畑亜	今和2年在宇佐 红田	今和4年在宇坎博 西	元答如甲
費者が合理的な選択		ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組を実施します。 〇若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、誰もが閲覧しやすいWebサイトを制作し、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。	経済講演会 INいせトピア」をオンライン形式で開催しました。 〇チラシ、ラジオ、テレビ、SNSなどの媒体を通してあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、県消費生活センターホームページ内にWebサイト	ひとりが消費者市民社会の一員として行動できるような取組を実施します。 〇若年者から高齢者まであらゆる世代に対してさまざまな媒体を活用した啓発を行うとともに、Webサイトを中心に、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇県内大型ショッピングセンターや各種団体等が行うイベントに出展するなど、関係団体と連携した	所管部課 環境生活部 (くらし・交通安全 課)
の推進と若年者の知	種情報媒体やホームページ、出前講座、講演会などを通じて消費者トラブ	が閲覧しやすいWebサイトを制作し、わかりやすく 持続的な情報提供に努めます。 〇「みえ・くらしのネットワーク」の会員間の連携に よる消費者啓発を実施します。 〇消費者が啓発活動を行う際に活用できるよう に、県消費生活センターの展示ホールにおける展 示や書籍、DVD、パンフレット等を充実します。	てあらゆる世代に対して啓発を行いました。また、 県消費生活センターホームページ内に消費者啓 発専用Webサイトを開設し、情報提供に努めました。 〇「みえ・くらしのネットワーク会議」は実地とオン ライン参加のハイブリッド形式での開催となりまし	したWebサイトを活用し、わかりやすく持続的な情報提供に努めます。 〇「みえ・くらしのネットワーク」の会員との連携による消費者啓発を実施します。 〇消費者が啓発活動を行う際に活用できるように、県消費生活センターの展示ホールにおける展	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 若年者の知識と意識の向上 民法の成年年齢引下げを見据え、若年者が消費者トラブルに遭うことなく、自立した消費者として行動するための知識と意識の向上を図るため、 講座やイベント、冊子、各種メディア等の多様な手法・情報媒体を活用した 取組を行います。また、取組の実施にあたっては、若年者が主体的に参 画できるよう工夫するとともに、市町や学校等と連携し、効果的な実施に 努めます。	行動が行えるよう青少年消費生活講座を通じて啓発を行います。 〇小学生や中学生には、単なる講義形式ではなく、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施します。 〇令和4年4月から成年年齢がひき下げられることから、高校生や大学生等の若年者を対象として、同年代の若者がピアサポーターとして参画し啓発	えるような啓発を行いました。 青少年消費生活講座 25回(17校) 〇小・中学校向けに演劇による出前講座を行い、 興味をもって消費者としての知識が得られる事業 を実施しました。 小中学校消費生活出前講座 10回(小学校3	行動が行えるよう青少年消費生活講座を通じて啓発を行います。 〇小学生や中学生には、単なる講義形式ではなく、興味をもって消費者としての知識が得られる事業を実施します。 〇令和4年4月から成年年齢が引き下げられたことから、高校生や大学生等の若年者を対象として、同年代の若者がピアサポーターとして参画し啓発を担うなど、若年者の消費生活に関する知識と意識の向上に向けた取組を実施します。	

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①環境に配慮した消費活動の促進	グリーン購入の取組や、企業・学校・行政の連携による、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムの実施、脱炭素社会の実現・気候変動・プラスチックごみ問題・食品ロスなど環境的課題をテーマに取り入れた県民向け環境講座等を通じて、倫理的消費(エシカル消費)の啓発を行います。 また、自動車やバイクによる通勤から、公共交通機関や自転車等による通勤への転換を促すため、企業との連携によるエコ通勤の取組や、毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の普及を進めるとともに、マイバッグ・マイボトル運動の実施など、ワンウェイプラスチックをできる限り利用しないよう啓発を行います。	キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発していきます。 〇企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムを実施していきます。 〇県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候変動、食品ロスなどのテーマを取り入れた県民向け環境講座等を開催していきます。 〇自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素排	して消費者に対する啓発キャンペーンを実施する 予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止しました。 〇環境教育の実践活動として、子どもたちが家庭において省エネルギー活動を実践し、環境への意識を高める「キッズISO14000プログラム」に企業、学校、行政が連携して、取り組みました。 〇地球温暖化対策への取組について、県民の理解を深めるとともに、自主的な地球温暖化防止行動を促進するため、出前講座やイベント開催等県民に普及啓発を実施しました。 〇企業連携によるエコ通勤の取組を支援しました。	キャンペーンにより、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を啓発していきます。 〇企業、学校、行政の連携により、子どもたちが家庭内において取り組む環境マネジメントプログラムを実施していきます。 〇県民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践できるようにするため、脱炭素社会の実現や気候できるようにするため、脱炭素社会の実現や気向、環境講座等の開催に加え、新たに省エネ家電への買い替えや、再配達削減のため荷物をできるにける等の取組の普及啓発を実施していきます。 〇自動車やバイクによる通勤から、二酸化炭素が出量の少ない公共交通機関や自転車等によるエコの取組を進めます。 〇毎週水曜日に実施する「みえエコ通勤デー」の	環境生活部 (地球温暖化対策 課)
		イプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を促進します。 ○環境部局と連携し、環境に配慮した消費活動の		イプラスチックの使用削減の取組など「資源のスマートな利用」を促進します。	(廃棄物・リサイクル課) 環境生活部

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
	イ 環境教育との連携 三重県では、県内すべての幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で、特に「学校環境デー(6月5日)」を中心として、地域の実情に応じた、工夫した取組を行います。また、「ESD(持続可能な開発のための教育)推進の手引き」(改訂版)や、新学習指導要領においても触れられている「持続可能な社会の創り手」の育成について、周知に取り組みます。 小中学校では異学年や幼稚園・小中学校等の間の連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことをとおして、環境教育に取り組む意欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 県立高等学校では、「県立学校環境マネジメント」に基づき環境教育・環	創意工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に関する学習に子どもたちが主体的に取り組み、環境に配慮した望ましい行動をとることができるよう子どもたちの育成を図ります。	携したり、保護者・地域社会等と連携したりして、 校区に生息する水生生物の調査、稚鮎の放流、	〇小中学校では、異学年や幼稚園・小中学校等との連携や保護者・地域社会等との連携など、創意工夫ある活動を行うことを通して、環境教育に関する学習に子どもたちが主体的に取り組み、環境に配慮した望ましい行動をとることができるよう子どもたちの育成を図ります。	教育委員会事務 局 (小中学校教育 課)
	環境保全活動に取り組みます。また、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。 特別支援学校では、具体的な活動をとおして学習することが効果的なことから、体験活動などさまざまな学習場面において環境教育を推進します。	○「学校環境デー」の取組 県立学校で、生徒が環境保全への意識を高め、 主体的に節電・節水を呼びかけたり、学校内外で も電気や水を大切にすることを実践する意識を向 上させる活動に取り組みます。また、引き続き、 「学校環境デー」を中心とした時期に、創意工夫あ る活動を行うことをとおして環境学習に取り組む意 欲を一層高め、主体的によりよい環境を作り、環 境に配慮した望ましい行動をとることができる子ど もたちの育成を図ります。 ○県立学校における環境マネジメントの取組 県立四日市農芸高等学校ではISO14001認証の 維持継続を図っており、先進的な環境教育および 環境保全活動を実施します。また、他のすべての 県立学校では独自の「県立学校環境マネジメン	る活動に取り組みました。例えば、県立伊勢高等学校では、学校図書館に環境問題図書コーナーを設置し、図書委員が環境問題に関する新聞記事の切り抜きを集め、生徒の意識啓発に努めました。また、県立亀山高等学校では、通学路清掃、市内複数個所に花苗のプランターを配達、市内の後期高齢者に制作した布製ティッシュケースカバーを贈るといった活動を学年ごとに行いました。〇県立学校における環境マネジメントの取組	とおして、主体的によりよい環境を作り、環境に配慮した望ましい行動をとることができる子どもたちの育成を図ります。 〇県立学校における環境マネジメントの取組県立四日市農芸高等学校ではISO14001認証の維持継続を図っており、先進的な環境教育および環境保全活動を実施します。また、他のすべての県立学校では独自の「県立学校環境マネジメント」を作成し、平成17(2005)年4月から、環境教育	教育委員会事務局(高校教育課)
		日)」をはじめ、学校生活の様々な場面で具体的な体験を通して環境について学習していきます。 特に児童生徒の身近な課題として環境に配慮した 暮らしについて、節水・節電、ゴミの分別、学校内	や牛乳パックのリサイクル、校内の清掃活動、植物の栽培など、環境教育に取り組みました。全校児童生徒でリサイクル活動に取り組むことで、小学部では牛乳パックを洗う、中学部、高等部では牛乳パックを原料とし、加工を行うなど系統的、継	な体験を通して環境について学習します。特に児 童生徒の身近な課題として環境に配慮した暮らし について、節水・節電、ゴミの分別、学校内外での	局 (特別支援教育 課)

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
②食育と食品ロス削減に向けた取組	食育は、「食育基本法」に基づいて推進されていますが、食育の取組の中で、食への感謝の念や地産地消の推進、食品廃棄・ロスの削減といった取組は、持続可能な社会の形成をめざす消費者教育の課題でもあります。 三重県では、関係機関が連携し、食育と消費者教育との連携に努めます。 地産地消については、身近にある地域の農林水産物やそれらに由来するサービスを消費・享受することで、自らの生活や地域のあり方を消費者に見つめ直してもらうことが重要です。そのために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーンにより、県産農林水産物の取扱を定期的にクローズアップし、食材の魅力を伝え、日常の食生活等における活用を推進するとともに、農林漁業体験活動等により、食への理解と感謝の念を醸成することで、食品廃棄・ロス削減につなげていきます。さらに、学校での食の教育を進めるため、学校給食への地場産物の活用割合を高める「みえ地物一番給食の日」を通じ、子どもたちの農林水産	む関係者からなる「三重県食育推進協議会」、および市町を対象とした「三重県地域食育推進連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検討を行うとともに、庁内関係部局からなる「三重県食育推進連絡会議」を開催します。 ○企業との連携を強化し、従業員等の健康に配慮した食育の推進を図る企業の取組を支援します。 ○県産農林水産物についての正しい情報や持続的な栽培方法で生産された農産物を自ら選択するための知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携した「みえ地物一番の日」キャンペーといみえの安心食材表示制度」の周知を行いますと地が入るの安心食材表示制度」の周知を行います。 ○学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、地域食材を利用した給食用加	継承などに取り組む関係者からなる「三重県食育推 進協議会」、市町を対象とした「三重県地域食育推進 連絡会議」、庁内関係部局からなる「三重県食育推進 連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進 の検討などを行いました。 〇県内量販店が実施する「みえ地物一番」キャンの 以下で支援するとともに、県産農林水産物についての を支援するとともに、県産農林水産物に、生産 自ら選び取るための知識を得てもらうために、生産 自ら選び取るための知識を得てもらうために、生産 自ら選び取るための知識を得てもらうために、生産食 に焦点を当てた「人と自然にやさしいみえの安した。 〇世産地消による地域社会への貢献と企業の と連続して、県内事業所(1社)の従業員 で、県産食材を使用したメニューの提供 とで、県内事業所(1社)の従業員 で、関係では、地場産品導入のための で、関係では、地場産品導入のための で、関係では、のより、や給食メニュー の、の、の、の、と連携して、地場産品導入のための の、の、の、と連携して、地場産品導入のための の、の、と連携して、地場産品等)を の、の、の、の、の、と、と連携して、地場産品等)を の、の、で、と、と、地場を の、たの、の、の、と、ための の、で、、たっま、たっま、たっま、たっま、たっま、たっま、たっま、たっま、たっま、たっ	らなる「三重県食育推進協議会」、および市町を対象とした「三重県地域食育推進連絡会議」を開催し、活動情報の共有、食育推進方法の検討を行うとともに、「内関係部局からなる「三重県食育推進連絡会議」を開催します。 〇企業との連携を強化し、従業員等の健康に配慮に食育の推進を図る企業の取組を支援するため、作度モデル的に実施した企業との取組を、他企業・の民産農林水産物についての正しい情報や持続的の知識を得てもらうために、食品関連事業者等と連携的であるとともに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」の周知を行います。 〇学校給食を食に関する指導の「生きた教材」として活用するため、地域食材を利用した給食用加工品の検討・開発や栄養教諭が利用できる普及啓発資料の作成に取り組みます。	
		に関する指導の充実を図ります。 〇学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、引き続き、各学校における食育推進組織の有効活用について働きかけます。 〇前年度の県内学校における食品ロス削減を含めた食育の取組の好事例を三重県ホームページに掲載して紹介します。 〇環境省委託の学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業を稲葉特別支援学校において実施します。その実践例を講習会等で発表し、食品廃棄・食品ロス削減の取組の充実につなげていきます。	〇学校給食への地場産物の活用割合をさらに高めるため、「みえ地物一番給食の日」を実施しました。この取組を実施することにより、地場産物への関心を高め、地場産物をテーマにした授業等、食に関する指導の充実にもつながりました。実施した献立や取組についてホームページに掲載し紹介しました。また、地場産品導入促進検討会において、学校給食に活用しやすい地場産物使用の商品の検討を行いました。 〇学校教育活動全体で計画的・継続的に取り組む食育の充実を図るため、担当者会等で各学校における食育推進組織の有効活用について説明しました。	に関する指導の充実を図ります。 〇前年度の県内学校における食品ロス削減を含めた食育の取組の好事例を三重県ホームページに掲載し、担当者会において紹介します。 〇環境省委託の学校給食における食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業を特別支援学校伊賀つばさ学園において実施します。昨年度の稲葉特別支援学校での実践例を講習会等で発表し、引き続き関係機関と連携して、食品廃棄・食品	

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
	イ 食品ロス削減に向けた取組 食品ロスを削減していくため、県、市町、事業者、消費者等の多様な主体がこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ります。このため、食品ロス削減月間などの全国的な取組をはじめ、さまざまな機会を捉え、効果的な啓発活動を実施します。 また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用していくため、食品提供企業とフードバンク団体等をつなぎ、ネットワーク化を促進する取組等を行います。	による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、新型コロナの状況をふまえながら市町や飲食店等と連携して取り組みます。 〇関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、ICTを活用した食品提供システムの運用を開始します。 〇実態調査により県内の家庭系及び事業系の食品ロス量の推計を行い、排出実態の把握を行います。 〇食品ロス削減への関心を高め、県民運動としての機運を醸成することで食品ロスの削減に繋げる	まえながら市町や飲食店等と連携して取り組みました。 〇関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、三重県食品提供システム「みえ~る」の運用を令和3年7月から開始しました。 〇実態調査により県内の家庭系及び事業系の食品ロス量の推計を行い、排出実態の把握を行い	による全国的な取組に協力し、食べきり宴会推進等の普及啓発等について、新型コロナの状況をふまえながら市町や飲食店等と連携して取り組みます。 〇関係団体、NPO、企業等と連携し、生活困窮者等へタイムリーに未利用食品を提供するため、三重県食品提供システム「みえ~る」の参加団体を順次拡大させます。 〇フードシェアリングサービス(食品小売業等で売れ残ることでそのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチングを行うWEBサービス)の市町への導入支援をモデル事業として実施します。 〇実態調査により県内の家庭系及び事業系の食品口ス量の推計を行い、排出実態の把握を行い	環境生活部(廃棄物・リサイクル課)
		施の際に、人や社会、環境に配慮した倫理的消費(エシカル消費)についての啓発を行い、食品ロス削減の取組についても情報提供を行います。		ル消費)についての啓発セミナーのほか、消費生活出前講座やさまざまなイベント等の実施の際に、食品ロス削減の取組についても情報提供を行います。	環境生活部(くらし・交通安全課)
			〇食品ロス削減を啓発するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県産食材が食品ロスにならないよう学校給食へ県産牛肉、熊野地鶏、伊勢茶、養殖真鯛を食材として提供する事業者の支援を行いました。	○様々な機会を捉えて、食品ロス削減を啓発します。 す。	農林水産部 (フードイノベー ション課)

第1項 自主的かつ合理的な消費活動への支援(消費者教育推進計画)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
た消費活動の促進	活動の促進 フェアトレード製品や福祉作業所などの製品などを選ぶことは、開発途上国の生産者や労働者、障がいのある人の支援と自立への後押しにつながります。 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことは、消費者市民社会の形成にとって重要であり、三重県においても関係機関・団体と連携し人や社会に配慮した消費活動の普及啓発を推進します。 また、学校教育においては、消費者市民社会を実現し、持続可能な社会を構築できるよう、環境教育等と関連付けたSDGsの観点を重視した学習や、フェアトレードの取組等から公平・公正を考える学習等をとおして、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を実践できる態度を育成していきます。	組みます。特に、若年者を対象とした青少年消費 生活講座やイベントにおいて、消費者市民社会の 一員としての取るべき消費行動の一つとして啓発		〇倫理的消費(エシカル消費)の普及啓発について、高校等における取組の促進や県民向けセミナーの開催等により取り組みます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		〇公民科や商業科等関係する教科と連携し、自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考えを深める事ができるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しながら、生徒が生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会	立した消費者として、生活情報を活用し、適切な 意思決定に基づいて行動することや責任ある消 費について考えを深める事ができるような授業の 充実に努めました。 また、外部講師等も活用し、生徒が生活と環境と の関わりや持続可能な消費について理解するとと もに、持続可能な社会へ参画することの意義につ いて理解を深め、倫理的消費(エシカル消費)等	められるような授業の充実に努めます。 また、消費者教育コーディネーター等も活用しな がら、生徒が消費者の権利と責任を意識して行動 し、倫理的消費(エシカル消費)等の消費行動を	
	イ 国際理解教育との連携 国際理解教育は、海外の文化や外国の人々との接点を理解させ、環境 や資源など地球規模の社会問題を考えさせることをねらいとしており、国 内外の社会情勢および地球環境に与える影響を自覚することは、消費者 教育を行ううえで重要です。 三重県では、外国語指導助手(ALT)をはじめとした外国の人たちとのコ	べき行動を考え、自主的、合理的な消費者行動を	〇若年者向けの出前講座において、「消費者市民 社会」の考え方についての情報提供を行い、理解 の促進を図りました。		環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	ミュニケーションの機会の提供等、学校教育における効果的な国際理解教育の推進に努めながら、消費者教育との連携を図ります。	するため、ダイバーシティ社会推進課の行う出前 授業の取組を周知します。また、教科書のなかで 消費者教育に関わる単元等の活用を推進します。	(ALT)による英語の授業を行いました。英語の学習だけでなく、ALTの出身国の文化の紹介など、国際理解教育も進めました。ダイバーシティ社会推進課の行う出前講座が23件行われました。 〇社会福祉法人三重県共同募金会と連携し、三重の赤い羽根共同募金バッジデザイン募集について、市町等教育委員会を通じて小中学校等へ	前講座の取組を周知します。また、教科書のなか で消費者教育に関わる単元等の活用を推進しま す。	教育委員会事務 局 (小中学校教育 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①「三重県食の安 全·安心確保基本方	食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 また、観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。	○食中毒の発生を防止するため、食肉および食鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 ○三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、関係者に安全な食品を提供できるよう、利用が見込まれる弁当調製施設や宿泊施設の監視指導を行います。 ○観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 ○食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	件、Bランク施設:517件、Cランク施設:6465件、Dランク施設:582件) 〇三重とこわか国体、三重とこわか大会参加者等に提供される食品の安全性を確保するために、弁当調製施設および宿泊施設の監視指導を行いました。(弁当調製施設:27施設、宿泊施設:78施設)	鳥肉の取扱施設、飲食店、集団給食施設、食品製造業等を重点的に監視指導します。 〇観光客や来県者の増加が見込まれる観光地等での食中毒発生の予防対策を重点項目として、監視指導を行います。 〇食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理の取組を適切に実施していることを確認します。	医療保健部 (食品安全課)
	イ 農薬、肥料、飼料、動物・水産用医薬品等の適正使用 農薬の販売業者や使用者、肥料の生産業者や販売業者に対して立入 検査・指導を実施するとともに、適正使用のための情報提供や指導を行います。 また、安全・安心な畜水産物を消費者に提供するため、飼料及び飼料添加物並びに動物・水産用医薬品の販売業者に対しては、適正な流通について監視・指導を行うとともに、生産者に対しては、飼料等や動物・水産用医薬品の適正な使用及び管理について、監視・指導を行います。	検査等を実施し、指導・啓発を行います。 〇生産資材の使用者に対して、適正利用の知識 と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発 を行います。	め、農薬販売業者への立入検査を101件、肥料生産業者・販売業者への立入検査を109件実施しました。	記帳漏れ等の不備がないように、引き続き、立入 検査等を実施し、指導・啓発を行います。 〇生産資材の使用者に対して、適正利用の知識 と理解が深められるよう、研修会等で普及・啓発	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
			〇養殖業者に対して、医薬品使用状況調査・指導、巡回指導、講習会などにより、水産用医薬品の適切な使用方法に関する情報提供や指導を実施しました。		農林水産部 (水産振興課)
		動物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 〇畜産農家への飼料使用に対する監視指導や、 畜産農家への動物用医薬品使用に対する監視指導を実施します。	〇動物(水産)用医薬品や飼料の適正な流通を確保するため、令和元年度から令和3年度の3年間で県内全ての動物(水産)用医薬品、飼料および飼料添加物販売業者の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査等を実施しました(動物(水産)用医薬品の販売業者44件、飼料および飼料添加物の販売業者31件)。その結果、違反事例はありませんでした。 〇動物用医薬品や飼料等の適正使用により安全な畜産物が生産されることを目的に、令和3年度から令和6年度の4年間で県内全ての畜産農場の監視指導を実施する計画に基づき、立入検査と指導を実施しました。なお、令和3年度は、違反事例はありませんでした。	物用医薬品販売業者への立入検査を実施します。 ○畜産農家への飼料使用に対する監視指導や、 畜産農家への動物用医薬品使用に対する監視指 導を実施します。	農林水産部 (家畜防疫対策 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施	策 基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
	ウ「米トレーサビリティ法」に基づく取組 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀事業者に対する立入調査を実施します。	〇米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に計画的な立入調査(180件)を実施します。		〇米穀の適正な流通を図るため、トレーサビリティの起点となる生産者と流通業者を中心に立入調査を実施します。	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
	エ コンプライアンス意識の向上の取組 事業者におけるコンプライアンス意識の向上や関係法令に関する理解 の促進を図ります。	〇食に関する不適正な事案の発生を抑止するため、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上を目的とした研修会を開催します(開催予定:10月)。		め、関係部局が連携して、「三重県食の安全・安 心確保推進月間」に食品関連事業者等のコンプラ イアンス意識の向上を目的とした研修会を開催し	医療保健部 (食品安全課) 環境生活部 (くらし・交通安全 課) 農林水産部 (農産物安全・流 通課)
全•安心確保	の安本・安心の確保に関する知識の普及と理解の促進 消費者に対して、食の安全・安心についての正確な情報提供を行うとと 視・指 もに、食の安全・安心の確保に努力する事業者の情報を発信し、理解の 促進を図ります。また、CSF等に起因した食に対する安全・安心に関する 風評被害の防止に向けた取組を行います。 さらに、食の安全・安心について考える力や選択する力を養うため、食 育をとおして学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための教育を推進します。	ば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組みます。	民の皆さんの食の安全・安心に関する意識の把握に努めるととともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」やイベントへの出展、消費者団体と	〇県民との意見交換等により、県民意識の把握を行うとともに、ホームページ「食の安全・安心ひろば」、出前トークやWEBの活用など多様な方法を活用して、県民の皆さんのニーズに応じた正確でわかりやすい情報の効率的・効果的な発信に取り組みます。	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
		択する力を養うため、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の提供に取り組みます。		択する力を養うため、学校や家庭・地域の食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるための情報提供や学習機会の提供に取り組みます。	農林水産部(フードイノベーション課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

1 食の安全・安心の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
		ンクール」を実施し、地場産物を活用した献立作	○本年度も「みえの地物が一番!朝食メニューコンクール」を実施し、地場産物を活用した献立作成や調理をとおして、より多くの子どもたちが食の安全・安心について考える機会となるよう、学級の部を新設しました。	ンクール」を実施し、地場産物を活用した献立作 成や調理をとおして、子どもたちが食の安全・安心	教育委員会 (保健体育課)
	び農畜水産物等の生産段階や製造・流通段階での監視、指導、検査を実	年度農畜水産物監視指導計画」に基づき、食品および農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとに公表します。	〇消費者に安全な食品を提供するため、「三重県食品監視指導計画」に基づき、食品等事業者への監視指導(8,016件)や食品の収去検査(1,286検体)を実施しました。また、監視指導時に、「食品表示法」に基づいた加工食品等における食品表示状況の確認(693施設)に取り組みました。これらの結果、改善を要する不適正な事例はあったものの、重大な違反事例はありませんでした。〇農薬・肥料・動物(水産)用医薬品・飼料の適正な流通と使用を確保するため、販売事業者への立入検査(285件)を実施しました。その結果、違反事例はありませんでした。	年度農畜水産物監視指導計画」に基づき、食品および農畜水産物等の生産・製造や流通、販売段階における監視、指導、検査に取り組みます。また、調査結果等については、半期ごとに公表します。	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
	キ GAP手法の導入促進 農畜産物の安全確保、労働安全等のため、生産者に対してGAP手法の 導入を促進します。	着実に増加しています(98件)。GAPは食品安全や、労働安全、環境保全に活用できることから、 県内多くの産地でGAPが実践されるように、引き 続き指導・助言が行えるGAP指導員の育成に取 組み、地域GAP推進チームを核とした普及体制 の強化を図ります。 OGAPの普及・定着には、消費者や食品等事業 者に対するGAPの理解促進が必要であることか	研修を開催し、GAP指導員75名、内部監査員48 名を確保しました。	用できることから、県内多くの産地でGAPが実践されるように、引き続き指導・助言が行えるGAP指導員の育成に取り組み、地域GAP推進チームを核とした普及体制の強化を図ります。 OGAPの普及・定着には、消費者や食品等事業者に対するGAPの理解促進が必要であることから、引き続き県内飲食店・量販店等を対象にGAP認知度向上を図ります。	農林水産部 (農産物安全·流 通課)
		育成と指導力の向上を図り、認証取得を目指す意 欲的な生産者を的確に指導し、認証取得へと導き ます。	畜産物の指導員を含む地域推進チームと関係団体が連携して、認証取得等を目指す生産者に対して生産衛生管理プログラムの策定、衛生検査、従	指導し、認証取得へと導きます。 ① 認証未取得農家への普及啓発② 農場HACCP 指導員育成③ 農場HACCP認証取得及び認証継 続支援	農林水産部 (家畜防疫対策 課)
	ク トレーサビリティシステム導入等への支援 農産物の生産から流通・販売までの履歴情報を確認できるトレーサビ リティシステムなどの導入に取り組む事業者を支援します。		〇米穀取扱事業者に対する巡回指導において、 米トレーサビリティ法等に対する周知徹底を図りま した。		農林水産部 (農産物安全·流 通課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

2 商品・サービスの安全の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①家庭用品等の安 全の確保	ア 家庭用品の安全の確保 「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査 を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。 また、家庭用品による健康被害の発生を未然に防ぐため、「有害物質を	〇引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事業者等に対する指導を行います。	「家庭用品品質表示法」10店舗の立入検査を実施	〇引き続き「消費生活用製品安全法」、「家庭用品 品質表示法」に基づく立入検査を実施し、販売事 業者等に対する指導を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、販売事業者等に対する監視・指導を行うとともに、家庭用品衛生監視員の資質向上に努め、監視体制の強化を図ります。	ため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関	○監視体制の強化と家庭用品衛生監視員の資質	ため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、有害物質を含有する家庭用品の試買検査を実施するとともに、家庭用品衛生	医療保健部 (薬務課)
	イ 電気用品・ガス用品等の安全の確保 電気用品・ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、 「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関 する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	〇電気用品·ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	検査を行いました。 (令和3年度立入検査結果)	〇電気用品·ガス用品等の安全性を確保するため、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、販売事業者に対する立入検査・指導を行います。	防災対策部 (消防·保安課)
②住宅等の安全性の確保	ア 建築物の耐震化の促進 住宅を含む建築物の地震による倒壊を防ぐため、建築物の耐震化を促進します。		行っている建築士・工務店等に対し、耐震改修工 事のコストダウンに係る耐震診断方法や安価な工		県土整備部 (住宅政策課)
	イ 適正な建築確認制度等の運用 防災や構造上の安全性を確保し、安全で安心な建物づくりのため、特定 行政庁や各機関との連絡・調整を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の 運用を進める必要があります。 また、木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われる よう工事監理者への指導を行います。 県内で業務を行う指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関へ の立入調査を実施します。	機関との情報共有を図り、円滑かつ適正な建築確認制度の運用を推進します。 〇木造の一戸建て住宅等については、適正な工事監理が行われるように、令和3年7月1日から中間検査制度を導入し、工事監理者への指導を引き続き行います。 〇建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後	査機関と情報共有を図るなどして、適正な建築確認制度の運用に向け連携して取り組みました。 〇木造一戸建て住宅等については、適正な工事 監理が行われるよう、中間検査時の審査や検査 において、工事監理者に周知・指導等を実施しま した。 〇民間指定確認検査機関については、県指定の	関とも情報共有を図り、連携して円滑かつ適正な 建築確認制度の運用を推進します。 〇木造の一戸建て住宅等においては、適正な工 事監理が行われるよう、令和3年7月より導入した 中間検査制度を通じ、工事監理者等への指導を 引き続き行います。 〇建築確認の厳格かつ円滑な審査と検査が今後 も行われるために、県内で業務を行う民間指定確 認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関	県土整備部 (建築開発課)
	ウ 建設業者等への指導・監督 住宅等の工事に際して不正行為等を行った建設業者に対して、適切な 指導・監督を行います。また、適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止 に向け、宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対 する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に 指導・監督等を行います。 さらに、関係機関と連携した住宅相談窓口講習会の開催や情報提供等 により、住宅相談窓口の充実や住宅性能表示制度等の普及・啓発に努め ます。	行った建設業者に対して、適切な指導・監督を行います。 〇法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査や講習会で周知していく予定ですが、新型コロナ	(講習会3回) ※新型コロナ感染拡大防止のため、立入検査は 実施しませんでした。 〇住宅等の工事に際して不正行為等を行った建	行った建設業者に対して、建設業法に基づき適切な指導・監督を行います。 〇法令順守の徹底に向けて、引き続き立入検査 や講習会で周知していく予定ですが、新型コロナ	県土整備部 (建設業課)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
		催するなどリフォームに関する相談窓口担当者の さらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の	し、最近の住宅リフォーム関連施策や住宅リ	〇引き続き、住宅相談窓口担当者等講習会を開催するなどリフォームに関する相談窓口担当者のさらなるスキルアップを支援し、住宅相談窓口の充実を図ります。	県土整備部 (住宅政策課)
			向けた宅地建物取引業者に対する指導・監督として、立入検査や講習を実施しました。(初回更新	〇適正な宅地建物取引やトラブルの未然防止に向け、引き続き宅地建物取引業者に対する立入検査や、宅地建物取引士に対する法定講習などを実施するとともに、不適切な行為に対しては、厳格に指導・監督等を行います。	県土整備部 (建築開発課)

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
③さまざまなサービス等の適正な運営の確保	ア 生活衛生関係営業の適正な運営の確保 生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施 設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。	対して監視指導を行います。	に基づき、監視指導を行いました。(興行場6件、 旅館・届出住宅313件、公衆浴場216件、理容所24 件、美容所195件、クリーニング所:2件) 〇生活衛生営業施設の従事者等に対して衛生講	監視指導等方針」に基づき、生活衛生営業施設に 対して監視指導を行います。	医療保健部 (食品安全課)
	イ 福祉サービス業務の適正な運営の確保 介護保険サービス事業者等の高齢者に対する適切なサービスの提供及 び業務の適正な運営を確保するため、「介護保険法」等に基づく指導・監 督を実施します。 また、障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービス の提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導や立入検査を 実施します。	に係る研修を実施する等、介護保険サービス事業 者が適正に事業を運営できるよう指導を行いま す。	に係る研修を実施しました。(新規指定事業者研	〇新たに指定を受けた介護保険サービス事業者に対して、指定基準の概要や各種届出の手続等に係る研修を実施する等、介護保険サービス事業者が適正に事業を運営できるよう指導を行います。	医療保健部 (長寿介護課)
		〇障害福祉サービス事業者等の障がい者に対する適切なサービスの提供及び業務の適正な運営を確保するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく指導等を実施します。			子ども・福祉部(障がい福祉課)
	ウ 旅行業務の適正な運営の確保 旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、「旅行業法」 に基づく指導や立入検査を実施します。	業法に基づく指導や立入検査を行い、旅行業務	〇旅行業者・旅行サービス手配業者、計10事業者に対して実地指導等を実施し、事業者に法令遵守を促すことで、旅行者の利便の増進を図りました。	づく指導や立入検査を行い、旅行業務の適正な	雇用経済部 (観光政策課)
	エ 貸金業務の適正な運営の確保 貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益 の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資するため、「貸金業 法」等に基づく指導や立入検査を実施します。	〇登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、 検査及び指導を行います。 令和3年度の登録貸金業者等への検査実施回 数 9回(予定)		〇登録貸金業者の適正な業務運営を促すため、 検査及び指導を行います。 令和4年度の登録貸金業者等への検査実施回 数 9回(予定)	雇用経済部 (中小企業・ サービス産業振 興課)
	の迅速かつ的確な情報の提供に努めます。 また、消費者事故が発生した場合には情報を集約し、消費者庁へ迅速	いては、県ホームページに掲載するとともに、市町へ情報提供を行い、迅速に消費者への注意喚	民生活センターからの注意喚起情報について、県 HPに掲載するとともに、迅速に市町に情報提供を 行いました。	いては、県ホームページに掲載するとともに、市	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

3 取引の安全の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①「特定商取引法」 の厳正な執行	ア 悪質商法対策の充実・強化 高齢者等をターゲットにした悪質商法対策の充実・強化を図るため、 「特定商取引法」の趣旨、消費者被害の実態を踏まえた同法の厳正な執 行を行います。	違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて 必要な調査を実施し、事業者指導を行います。	〇不当商取引指導専門員が、消費者・市町から の連絡や消費生活相談の情報を基に違反事案が ないか注視し、感染症対策にも配慮しつつ必要な 事業者指導を行いました。 面接指導 47件、行政指導 1件	違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 連携による効果的な事業者指導の実施 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県で構成する「東海地域悪質事業者対 策会議」において、消費者被害の状況や問題解決手法などの情報の共有 を図り、効果的な事業者指導を行います。	的に情報交換を行うとともに、必要に応じ関係機			課)
②事業者指導の充 実・強化	三重県消費生活センターにおける不当商取引指導専門員による悪質事業者に対する指導の強化を実施します。	違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて	〇不当商取引指導専門員が、消費者・市町から の連絡や消費生活相談の情報を基に違反事案が ないか注視し、感染症対策にも配慮しつつ必要な 事業者指導を行いました。 面接指導 47件、行政指導 1件	違反事案がないか継続して注視し、事案に応じて	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
③事業者の健全な育 成	通じて、「消費者契約法」や「特定商取引法」、「三重県消費生活条例」等に基づくコンプライアンスを遵守した経営等の取組を支援します。	研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団	携により、食品事業者を対象とするコンプライアン ス研修会を実施しました。	〇引き続き関係部局と連携してコンプライアンス 研修会を実施するとともに、必要に応じ事業者団 体等が実施する研修会等に職員を講師として派 遣するなど、事業者のコンプライアンス遵守を支 援します。	環境生活部 (〈らし・交通安全 課)
④事業者による自主 的な改善の促進		〇不当商取引指導専門員を配置し、広告表示の チェックや適正な商取引の確保に向けた事業者 指導を実施します。	〇不当商取引指導専門員を配置し、広告表示の チェックや事業者指導を実施しました。 事前相談 29件、調査 26件、行政指導 1件	チェックや適正な商取引の確保に向けた事業者	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①商品・サービスの 適正な表示の確保	ア「不当景品類及び不当表示防止法」の厳正な執行「不当景品類及び不当表示防止法」に基づき、過大な景品付き販売を規制し、広告等の表示において、商品やサービスの内容が、実際のものより著しく優良と誤認させるような表示や、取引条件が、実際のものより著しく有利であると誤認させるような表示を行った事業者に対して、適正な表示を行うように指導することにより、消費者を不当に惑わす表示を規制します。	や事業者指導を実施しながら、適切な表示が行わ		〇不当商取引指導専門員が広告表示のチェック や事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (〈らし·交通安全 課)
	「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において、表示に関する情報の共有を図り、効果的な調査・指導を行	県食品表示監視協議会」において情報収集し、必	県食品表示監視協議会」において各県・関係機関	○「東海4県広告表示等適正化推進会議」、「三重県食品表示監視協議会」において情報収集し、必要に応じて共同で事業者に対する調査・指導を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
			団体等との情報の共有を図り、効果的な調査・指	○食品における適正な表示が行われるよう、「三 重県食品表示監視協議会」において、関係団体 等と情報の共有を図るとともに、効果的な調査・指 導を行います。	医療保健部 (食品安全課) 農林水産部 (農産物安全·流 通課)
	食品表示の適正化に向け、「食品表示法」および「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。また、食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員の協力のもと、食品表示を行う事業者に対して、全面施行後の「食品表示法」に則した表示についての周知徹底を図ります。	び「三重県食品監視指導計画」に基づき監視指導を行います。 〇三重とこわか国体・三重とこわか大会に向け	基づき監視指導を行いました。(監視指導件数693件) (中) (中) (中般社団法人三重県食品衛生協会と連携し、 (食品表示法に基づく表示制度の普及啓発を実施	を行います。 〇食品等事業者団体と連携し、食品衛生指導員	医療保健部 (食品安全課)
	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表示について監視を行うとともに、不適切な表示に対しては、事業者への	性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表	性の確保等に関する法律」に基づき、医薬品的な 効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表 示について、インターネット監視等による監視を行	効能効果を標ぼうする健康食品等の広告等の表	医療保健部 (薬務課)
	「健康増進法」に基づき、食品として販売されるものに関し、健康の保持増進の効果等について著しく事実に相違する、または著しく人を誤認させるような広告等を指導することにより、消費者の適切な健康管理や診察の機会を妨げる広告等の表示を規制します。	広告媒体の多様化が進んだことで判断に迷う表示が増加しているため、関係各課との連携を密にし、事業者に対して規制内容の周知徹底を行うとともに、違反が疑われる事例には適正な指導を行います。また、消費者に対しては、教育用プログラ	告に対する指導を行いました。(5件) 〇事業者には適正な表示を行うよう、また、消費 者には表示をよく読み適正に選択するよう、それ ぞれ啓発を行いました。(5回113人)		医療保健部(健康推進課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
	改正「食品表示法」が全面施行となることに加え、食品表示基準の一部 改正による加工食品の原料原産地表示制度への対応等が必要です。こ れらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、 ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示 講習会等の機会を捉え、「食品表示法」について必要な情報を適切に提	示制度への対応について、食品等事業者が法令 を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホームペー	基準」の一部改正について、ホームページやパンフレット等による周知および監視指導時や食品表示講習会等において情報提供を行いました。(監視指導件数693件、食品表示に関する講習会333	原料原産地表示制度への対応について監視指導が必要です。 これらを含めて食品等事業者が法令を遵守し適正な食品表示を行うよう、ホーム	医療保健部 (食品安全課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

4 表示・計量の適正化

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
②商品の適正な計量の確保	適正な量目表示が行われるように、「計量法」に基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入検査を実施します。	〇「計量法」に基づき、計量器等の検定・検査を行うことにより、適正な計量の実施を確保し、もって安全・安心な商取引や消費生活の維持を図っています。令和3年度は、質量計の定期検査や燃料油メーター、タクシーメーター等の検定・検査を行うとともに、小売店舗・ガソリンスタンド等への立入検査を次のとおり実施しました。 質量計の定期検査 2,419台燃料油メーター検定 1,150台タクシーメーター装置検査 1,245台(小売店舗)量目検査 15店舗ガソリンスタンド立入検査 351店舗	基づき、計量器の検査を実施するとともに、必要 に応じて特定商品を販売する事業者に対して立入	雇用経済部(計量検定所)
③商品・サービスの 適正な表示の促進	表示は消費者が商品・サービスを購入する際の合理的な選択のもととなる情報であることから、適正な表示が行われるように事業者に対し啓発を 行います。		チェックや事業者指導を実施しました。	〇不当商取引指導専門員が広告表示のチェック や事業者指導を実施しながら、適切な表示が行われるよう、継続的に啓発を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第2項 消費者の安全・安心と適正な取引等の確保

5 生活関連物資の安定供給

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①生活関連商品の 流通の円滑化及び 価格の安定	社会情勢により、生活関連物資の価格が急騰した場合は、必要に応じ価格動向を把握するとともに、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要があると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。	品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力の呼びかけを行います。	ると判断するような事案は発生しませんでした。 〇感染症の影響も落ち着き、生活関連商品の不足などの混乱はありませんでしたが、コロナ禍に乗じたワクチン詐欺、旅行や結婚式、イベントの解約トラブルなどに関する注意喚起を行いました。	ると判断したときは、事業者に対して、生活関連商品の円滑な供給とその他必要な措置について協力を要請します。また、ホームページなどでも協力	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
②生活関連商品の 円滑な供給と正確な 情報の提供	社会情勢の急変などの非常時において、生活関連商品の買い占め又は 売り惜しみを行う事業者に対して、必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、 生活関連商品の円滑な供給を促します。 また、感染症の流行時等においては、マスクや消毒薬等の安定供給の ため、状況に応じて分割納入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制 等について、関係団体や事業者に協力を要請するなどの取組を行いま す。 さらに、消費者に対して、不安に駆られて必要以上の買い占めを行わな いよう、正確な情報の収集と提供を行います。	り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、 生活関連商品の円滑な供給を促します。 〇生活関連商品の不足など、感染症の影響により県民の生活が混乱しないよう、ホームページ等 を活用し、国等が公表している情報の迅速な提供	案は発生しませんでした。 〇感染症の影響も落ち着き、必要以上の買い占めなどの混乱はありませんでしたが、コロナ禍に 乗じたワクチン詐欺、旅行や結婚式、イベントの解	り惜しみが生じたときは、法に基づき、当該事業者 に対して必要に応じて商品の売り渡しを勧告し、 生活関連商品の円滑な供給を促します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		等の安定供給のため、分割納入等の適正な流通 や過剰な発注・在庫の抑制等について、関係団体 や事業者への通知や事業所への訪問等により協	入等の適正な流通や過剰な発注・在庫の抑制等 について、関係団体や事業者への協力要請を行	〇マスクや消毒薬等の需給の動向を注視し、安定 供給の維持に努めます。	医療保健部 (感染症対策課)

第3項 消費者被害の防止・救済

1 三重県消費生活センターの相談機能の充実

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①相談体制の充実	ア 消費者行政の中核センターとしての取組 多様な相談に柔軟かつ弾力的に対応するとともに、商品・サービスに関 し事業者と消費者との間に生じたトラブルが適切かつ迅速に処理されるように消費生活相談員の確保及び資質の向上など必要な施策を講じます。 特に、三重県消費生活センターは、三重県における消費者行政の中核センターとして広域的・専門的課題に取り組みます。	のため、相談員の資質向上については、オンライ	〇県の中核の消費生活センターとして、消費生活相談を受け付けるとともに、相談員に研修の機会を確保し、資質の向上に努めました。また、市町ホットラインを設置し、市町における専門的な相談の支援を行いました。 市町ホットライン利用回数:45回	消費生活センターを適切に運営していきます。こ のため、相談員の資質向上については、オンライ	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 県内相談体制の充実 住民が身近なところで安心して相談できるよう市町と連携し、市町に おける消費生活センターの設置や専門相談員の配置など相談窓口の充実を促進します。また、単独では相談員の確保等が困難な市町に対して広域連携による相談体制の充実等について働きかけや助言を行います。	します。 〇市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費	援しました。 市町ホットライン利用回数:45回 〇市町の訪問を行うとともに、市町消費者行政担 当課会議を開催し、令和2年度から国が推進する	します。 〇市町を訪問し、消費生活センターの設置や消費 者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設 置など、消費者行政の推進について依頼するとと	課)
	ウ 連携による相談業務の充実 国民生活センター、日本司法支援センター(法テラス)、弁護士会、司法書士会や警察など関係機関との情報交換や連携等により相談業務の充実を図ります。また、市町、消費者団体や事業者団体が参画する「みえ・くらしのネットワーク」を通じて、関係機関と連携を図り、消費者問題の情報交換や相談窓口の周知等の啓発を実施します。	え・くらしのネットワーク」において情報交換・意見 交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベ ントへの参加や連携した啓発事業の実施などさま	となりましたが、県の啓発活動について情報提供	で、消費生活相談に適切に対応します。また、「みえ・くらしのネットワーク」において情報交換・意見交換等を行うとともに、加盟団体が実施するイベントへの参加や連携した啓発事業の実施などさまざまな機会を活用して効果的な啓発活動を実施します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
②消費生活相談の 充実・強化	ア 専門的な相談への対応 より高度で専門的な相談に対応するため、研修等による消費生活相談 員の資質の向上を図るとともに、弁護士等専門家の活用を進めます。	けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向 上を図ります。また、法的な見解が必要な場合に	る研修機会の確保を図るとともに、県内の相談員 に向けた勉強会を毎月1回開催するなど、相談員	等の研修を受講するとともに、県内の相談員に向けた勉強会を開催するなど、相談員の資質の向上を図ります。また、法的な見解が必要な場合に	課)
	イ あっせんの実施 消費者自身での解決が困難な消費者問題等は、消費生活相談員が必要に応じて事業者とのあっせんを行います。	〇消費者からの相談を受け、消費者の状況等を 勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	〇消費者からの相談を受け、消費者の状況等を 勘案し、必要に応じてあっせんを行いました。 あっせん回数:36件(うちあっせん解決数32件) あっせん解決率:88.9%	〇消費者からの相談を受け、消費者の状況等を 勘案し、必要に応じてあっせんを行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

③高度情報通信社 会の進展への的確な 対応	高度情報通信社会の進展による新たな商品やサービスの提供に伴う消費者トラブルの防止や早期解決に向け、情報の収集を図り消費者への情報提供を行うほか、キャッシュレス化の進展への対応として、利便性やリスクについての理解の促進を図るとともに、年齢や障がいの有無など様々な状況を踏まえた決済手段を利用できるよう、国や関係機関と連携した取組を行います。	ルに的確に対応するため、情報収集や消費者へ の情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を 図ります。	情報収集を行うとともに、研修の受講により相談 員の資質の向上を図りました。 〇インターネット通信販売の利用増をふまえ、通	〇高度情報通信社会の進展に伴う消費者トラブルに的確に対応するため、情報収集や消費者への情報提供を行うとともに、相談員の資質向上を図ります。 また、キャッシュレス化の進展に伴う消費者トラブルの防止については、事例などについて県民への情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
			〇主に中小企業・小規模企業を対象にDX導入基礎講座「キャッシュレス決済等導入基礎と普及促進」を開催し、総務省が推進するQRコード決済の統一規格「JPQR」の普及とキャッシュレス決済導入を促しました。	組状況を踏まえ、近年の新型コロナウィルスの感染拡大による社会状況のもと、総務省が推進する	デジタル社会推 進局 (デジタル事業推 進課)
④国際化の進展へ の対応	ア 消費生活の国際化への対応 個人輸入等消費生活の国際化に伴い、消費者と事業者との間の適正な 取引を確保するため、消費者への情報提供や関係機関への取次ぎを行 います。			〇消費者庁等からの情報を迅速に提供するとともに、国際的な案件については「消費者庁越境消費者センター(CCJ)」について情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 外国人住民への相談対応等 外国人住民等における消費者トラブルについて、市町や関係機関と連携した、相談や啓発に取り組みます。 また、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)」において、外国人住民等からの生活に係る相談を対面又は電話で受け付け、適切な情報提供や関係機関への取次ぎを行います。		財)国際交流財団と連携し、講座を開催しました。		環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		組みます。令和3年度は新型コロナに関する相談に対応するため、相談員を増員、日曜日も窓口を開設し、相談体制の充実を図ります。また、相談	め、弁護士等による専門相談会を定期的に開催し	に取り組みます。新型コロナに関する相談に対応するために拡充した体制(相談員の増員、日曜日の開設)を維持するとともに、さまざまな機関と連	環境生活部 (ダイバーシティ 社会推進課)

第3項 消費者被害の防止・救済

2 市町の相談体制等の充実に向けた支援

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
		者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の設置など、消費者行政の推進について依頼するとと	当課会議を開催し、令和2年度から国が推進する 「地方消費者行政強化作戦2020」等について情		環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 消費生活相談員の人材の確保 消費生活相談員を確保するため「三重県消費生活相談員人材バンク」を 運用します。	材バンク」への登録を促し、相談員の人材確保に		〇資格取得者に対する「三重県消費生活相談員 人材バンク」への登録促進に取り組むとともに、相 談員の人材確保に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	また、市町の相談員等からの疑問にこたえるため、「市町専用相談電話 (ホットライン)」や県の弁護士相談の利用を促進するとともに、必要な情	ながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラインや弁護士相談の運用を通じて相談対応を支援します。	の向上を図りました。 〇相談件数が少なく経験が不足しがちな市町に 対して、市町ホットラインを設置して相談対応を支	職員等を対象とした勉強会をオンラインも活用しながら、毎月1回開催します。また、相談件数が少なく経験が不足しがちな市町のため、市町ホットラ	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第3項 消費者被害の防止・救済

3 多重債務者問題への対応

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①多重債務者サポート体制の確保	多重債務者に対しては、県、市町、弁護士会、司法書士会、東海財務局津財務事務所、社会福祉協議会等が連携・協力する「多重債務者相談連携システム」により、迅速に多重債務相談窓口から弁護士等専門家につなぐなど、生活再建を支援します。また、こころの健康センターと連携し、多重債務者のサポートを行い自死防止等の対策を進めます。	に応じて多重債務者相談連携システムにより確実 に専門家へとつなぎます。 また、国の多重債務者相談強化キャンペーンに合	ある弁護士や司法書士につなぐなど、迅速な対応に努めました。 〇国の多重債務者相談強化キャンペーンに合わ		環境生活部 (くらし・交通安全 課)
		要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向	る面接相談(26件)や電話相談(575件)に対応しま	る面接相談や電話相談を実施して、対象者を必要な支援につなげるとともに、相談窓口対応力向上研修などの人材育成や自殺予防普及啓発を実	医療保健部 (健康推進課)
②ギャンブル等依存 症対策の推進		〇依存症治療拠点機関において、医療機関を対象とした依存症に関する多機関、多職種の研修を 実施します。	をふまえ、本県の実情に即した「三重県ギャンブ	〇「三重県ギャンブル等依存症対策推進計画」に 基づき、普及啓発、相談体制・治療体制の充実、 関係機関との連携づくりなどに取り組みます。	医療保健部 (健康推進課)
		〇県ホームページや各種イベント等において、関係機関と連携してギャンブル依存症防止に関する情報提供を行います。	〇県内大型ショッピングセンターに出展し、啓発を 行いました。 イオン3店舗にて啓発を実施	〇県ホームページや各種イベント等において、関係機関と連携してギャンブル依存症防止に関する情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第3項 消費者被害の防止・救済

4 消費生活上特に配慮を要する消費者への支援

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①高齢者や障がい者等の消費生活の安全確保	ア 見守り体制の強化 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの見守り体制を強化するため、市町に対して「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を働きかけます。				環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ 被害防止のための啓発の実施 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などの被害防止のため、「消費者啓発地域リーダー」を養成し、地域における自主的な講座や啓発活動の取組を促進するとともに、消費生活出前講座の実施や地域の民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消費者団体、地域包括支援センター等の関係機関と連携した啓発を実施します。	できるよう、市町に働きかけます。	座を開催し、60名に参加していただき、うちリー ダーに登録いただいた人数は33名でした。	〇消費者生活地域リーダーを引き続き養成するとともに、養成したリーダーが地域で機能的に活動できるよう、市町に働きかけます。また、既存の地域リーダーを対象にフォローアップ講座を実施し、地域リーダーの啓発活動の支援に努めます。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	ウ 地域における自立した生活の支援 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などで、 適切な福祉サービスの利用を受けることができない方に対して、福祉サー ビスの利用援助や日常的な金銭管理等の代行を行う福祉サービス利用 援助等事業を推進し、地域で自立した生活が送れるように支援します。	〇引き続き、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	・専門員、生活支援員等の事業にかかる人材の相談支援・研修等。・契約締結審査会の開催。・市町社会福祉協議会の専門員設置	○引き続き、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業の実施に対して補助を行い、適切な実施体制の確保を図ります。	子ども・福祉部 (地域福祉課)
	エ 成年後見制度の活用促進 高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人などへの 権利侵害を防ぐため、成年後見制度の活用促進に係る市町の取組を支 援します。	ル市町として選定し、アドバイザーを定期的に派遣することにより、中核機関設置に向けた取組を支援します。 〇関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 〇市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会	アドバイザーとして登録していただき、モデル市町として選定した明和町、玉城町、南伊勢町、度会町に対して派遣し、中核機関設置に向けた取組を支援しました。 〇成年後見制度利用促進に向けた関係機関会議を開催しました。 〇市町職員および市町社協職員を対象としたス	ル市町として選定し、アドバイザーを定期的に派遣することにより、中核機関設置に向けた取組を支援します。 〇関係機関が成年後見の取組について情報・意見交換等を行い、連携を図るため、関係機関会議を開催します。 〇市町職員および市町社会福祉協議会職員のスキル向上を図るとともに、情報・意見交換等を通じて連携を深めるため、市町職員および市町社会	

第3項 消費者被害の防止・救済

5 紛争の適切かつ迅速な解決

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①紛争の適切かつ迅速な解決	ア 民間相談機関等との連携 必要に応じて、他の民間相談機関や公的機関など、適切な裁判外紛争 解決機関等を紹介します。	〇相談の内容に応じて、より専門的な相談機関や ADR機関等を紹介します。		〇相談の内容に応じて、より専門的な相談機関や ADR機関等を紹介します。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	イ あっせんや調停の実施 必要に応じて、「三重県消費者苦情処理委員会」において、あっせんや 調停を行います。	〇必要に応じて「三重県消費者苦情処理委員会」 を開催します	〇県消費生活センターに寄せられた相談のうち、 「三重県消費者苦情処理委員会」に付託する事案 はありませんでした。		環境生活部 (くらし・交通安全 課)

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①消費生活に関する 消費者等の意見の 把握	等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。	ネットワーク」会議や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。会議等の開催にあたっては、オンラインを活用するなど、実施方法について検討します。	県の消費者施策に対する意見をいただくとともに、その反映に努めました。 ○「みえ・くらしのネットワーク」会議を開催し、各会員の活動状況や意見等を踏まえ、施策への反映		
②消費者施策に関す る透明性の確保	「三重県消費生活対策審議会」や「同審議会教育研究部会」を公開で開催するとともに、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。		〇「三重県消費生活対策審議会」を書面開催するとともに、その概要についてHP等で公開しました。		環境生活部 (くらし・交通安全 課)

2 市町・国との連携

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
①市町との連携と支援		きかけるとともに、さまざまな啓発機会や相談業 務について、関係機関の取組と連携した事業実施	対し三重県消費者行政強化事業費補助金等の活用を働きかけるとともに、国の進める「地方消費者行政強化作戦2020」について理解の促進をはかりました。	きかけるとともに、さまざまな啓発機会や相談業 務について、関係機関の取組と連携した事業実施	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と 連動した取組を行うとともに、東海・北陸の各県など他都道府県と連携し、 情報収集、情報共有を行うことで、効果的・効率的な事業の実施を図りま す。	修に職員や相談員の積極的な参加を促すとともに、消費者庁や国民生活センター等の協力を得て、県内での研修の実施に努めます。 〇消費者月間や多重債務者相談強化キャンペーンなど、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、他の都道府県と連携することで、効果的・効率	催する現地研修はほとんど参加できませんでしたが、オンライン等で開催された研修に職員や相談員が参加し、人材育成と情報の収集を図りました。 〇新型コロナの影響で消費者月間に予定していた講演会等は中止しましたが、多重債務者相談		環境生活部 (くらし・交通安全 課)

3 消費者行政推進体制の充実・強化

主要な施策	基本指針(R2-R6)記載の取組事項	令和3年度実施概要	令和3年度実施結果	令和4年度実施概要	所管部課
調査審議	なお、実施状況については、県ホームページで公表し、県民に情報提供	重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映します。 〇消費者施策の実施状況を県ホームページで公	基本指針に基づく消費者施策の実施状況に対する意見をいただくとともに、その反映に努めました。 〇消費者施策の実施状況を県ホームページで公	〇基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映します。 〇消費者施策の実施状況を県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。	環境生活部 (くらし・交通安全 課)
	また、食の安全・安心の確保、ギャンブル等依存症対策や食品ロス削減の取組など、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、関連する庁内連	ける消費者行政の実施状況を共有するとともに、 消費者事故の消費者庁への報告義務についての 周知をはかります。 〇庁内での情報共有を推進するとともに、イベント 等での啓発活動における連携を進めていきます。 〇関連する施策における庁内連絡会議等を活用 し、消費者行政の着実な推進を図ります。	したが、三重県消費者施策基本指針に基づく消費者施策の実施状況について取りまとめを行い、各課における取組の共有を図りました。 〇農林水産部、医療保健部と連携し、食品関連事業者等に対するコンプライアンス研修を開催しまし	ける消費者行政の実施状況を共有するとともに、 消費者事故の消費者庁への報告義務についての 周知をはかります。 〇庁内での情報共有を推進するとともに、イベント 等での啓発活動における連携を進めていきます。 〇関連する施策における庁内連絡会議等を活用	環境生活部(くらし・交通安全課)